

尼崎市総合計画審議会における傍聴取扱要領

1 目的

この要領は尼崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関する必要事項を定めるものとする。

2 傍聴の取扱

審議会の会議は傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により、全部又は一部の傍聴を認めないことができる。

- (1) 個人情報に関する事項の協議
- (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項の協議
- (3) その他傍聴させることが公正又は円滑な協議に支障となる場合

3 会議開催の周知

審議会の開催日時等の周知を図るため、会議の開催日の概ね一週間前から、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した審議会開催の通知を尼崎市のホームページ上へ掲載する。

4 傍聴の定員

傍聴の定員は、10人を限度とし、審議会の開催場所の規模等を勘案して、会長が決める。

5 傍聴の手続き等

会議の傍聴は、次の手続きにより傍聴券の交付を受けた者に対して認める。

- (1) 傍聴希望の受付は、会議開催場所に参集した傍聴希望者に対して、会議開会時刻の1時間前から行う。
- (2) (1)の場合において、傍聴希望者の受付順に整理番号を記載した整理券を発行する。会議開会30分前の時点で、傍聴希望者に傍聴券交付申込書を配布する。ただし、傍聴希望者の数が傍聴の定員を超えるときは、整理番号の若いものからくじによる抽選を行い、当選した者に傍聴券交付申込書を配布する。
- (3) 会議開会30分前の時点で傍聴希望者が傍聴の定員に満たない場合は、会議開会15分前までに参集した傍聴希望者にも、定員に達するまで先着順に傍聴券交付申込書を配布する。なお、会議開会30分前から15分前の間に、傍聴希望者が定員を超えても抽選は行わない。
- (4) 傍聴券交付申込書の配布を受けた者は、必要事項を記入し、係員に提出のうえ、傍聴券の交付を受ける。
- (5) 傍聴券の交付を受けた者は、この要領に定める事項に従わなければならない。
- (6) 発行された整理券、傍聴券交付申込書及び傍聴券は他の者へ譲渡及び貸与できない。

6 報道機関の傍聴希望者

尼崎市市政記者名簿に記載された報道機関の記者は、審議会の会議を傍聴することができる。この場合、原則として各社1人に限定し、受付は会議開会の15分前までとする。なお、事務の簡素化、迅速化を図るため、報道関係者の傍聴手続きについては身分証明等で確認したうえ、報道関係者傍聴受付名簿に自署させ、傍聴席に誘導する。

7 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

会議中の写真、映画等の撮影、録音及び録画等を禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りではない。

8 傍聴することができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、審議会の傍聴をすることができない。

ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

エ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある等傍聴させることが適当でないと会長が認めた者は、傍聴席に入ることができない。

(3) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものと会長が認めた場合は、この限りでない。

9 傍聴人の守るべき事項

(1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守るものとする。

ア みだりに傍聴席を離れないこと。

イ 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。

エ 飲食をしないこと。

オ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

カ 係員の指示に従うこと。

(2) 傍聴人は、メモをとることができる。

(3) 会長は、傍聴人がこの要領のいずれかに違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に対して退場させることができる。

10 傍聴人の退場

傍聴人は、審議会の決議により公開しないこととされた事項が協議されるとき等退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

付 則

この要領は平成28年12月22日から実施する。